

優良圧接会社認定制度のQ&A

公益社団法人日本鉄筋継手協会
優良会社認定委員会

○規定 4. 認定申請

Q 1. 4.1 申請手続き

・優良圧接会社認定申請書及び申請に必要な提出書類等を電子データで提出する際に、注意すべき点は何でしょうか？

A 1.

・優良圧接会社認定申請書には、申請者自らが行う申請会社チェック表【優圧-様式-01 5. (1), (2)】があります。(1)では提出書類の名称に該当する書類がすべて揃っていることを確認し、(2)では該当する圧接継手工法の技量資格者及びその他の審査内容について、確認欄の各項目の内容がすべて認定要件を満足していることを確認し、電子データ(PDF形式)で提出する必要があります。その際、頁や章ごとにしおりを付けると整理がしやすくなります。また、申請段階では表1の品質管理マニュアルに加え、関連する規定についても、申請書一式としてまとめて提出する必要があります。

Q 2. 4.3 申請に必要な書類等

・ガス圧接施工実績表などの提出書類は、更新申請の場合には、認定期間中の3ヵ年分が審査の対象となるのでしょうか？

A 2.

・優良圧接会社には、優良圧接会社として相応しい品質管理体制で、適正かつ継続的に運用され、トレーサビリティがあることが求められます。更新申請の場合には、優良圧接会社としての認定期間分(審査時含む)を対象として審査を行います。よって、ガス圧接施工実績表などの実績の提出書類としては、認定年度から本年度(提出前月分まで)となります。なお、新規申請の場合は、前年度から本年度(提出前月分まで)となります。

○規定 5. 審査

Q 3. 5.1 審査, 5.2 審査方法

・一次審査はどのように行われますか？ また、審査結果はどのように通知されますか？

A 3.

・2021年度より審査の方法が二段方式になり、一次審査(書類審査)を行い、一次審査を合格した場合に、二次審査(聴聞審査及び実績書類審査)を受験できることとなりました。一

次審査は、優良圧接会社認定申請書及び申請に必要な提出書類を審査（以下、書類審査）し、書類審査終了後に、優良圧接会社審査記録（一次審査）を申請会社に通知します。この審査記録の指摘事項欄に記載された事項は、是正が必要となります。是正期間は、審査記録の通知を受けた翌日から一週間以内には是正された書類を電子データ（PDF形式）で提出しなければなりません。

- ・一次審査の結果については、是正された申請書類を審査した後に、合格した申請会社には二次審査に進む旨が通知され、不合格の申請会社には不可である旨が通知されます。

Q 4. 5.1 審査, 5.2 審査方法

- ・二次審査を会場で実施する場合には、どのような準備が必要となりますか？

A 4.

- ・二次審査は、聴聞審査及び実績書類審査を行います。会場での審査は、感染症拡大防止の観点から対策を講じて実施いたします。審査当日は、申請会社の経営者、品質管理責任者（経営者が品質管理責任者を兼務している場合は、次席が出席する。）及び技量資格者1～2名（経営者及び品質管理責任者以外が出席する。）が出席しなければなりません。二次審査にあたっての準備としましては、記録、台帳、帳票類について、更新会社は認定期間中、新規会社は1年度前から現在までのものが必要となります。記録等を保管している審査対象期間の紙資料のファイリング、電子データ（PDF形式）及びノートパソコンを会場に持参していただき、二次審査時に確認を受けることとなります。

Q 5. 5.1 審査, 5.2 審査方法

- ・二次審査における聴聞審査と実施書類審査は、どのように進められるのでしょうか？

A 5.

- ・二次審査は聴聞審査から始まり、出席者（経営者、品質管理責任者及び技量資格者）へ聴聞を行い、続いて、実施書類審査へ進んでいきます。

Q 6. 5.1 審査, 5.2 審査方法

- ・二次審査における品質管理体制で審査する書類（圧接施工要領書等）は、認定期間中の書類を用意すればよいのでしょうか？
- ・書類を電子データで保管している場合には、審査当日はどのように対応すればよいのでしょうか？

A 6.

- ・一次審査時の提出書類以外で二次審査時に審査する書類は、更新会社においては認定期間中の書類、新規会社においては前年度分から現在までの書類を用意してください。会場での審査では、所定の場所に書類を置き、審査に必要な資料は指定する場所に置いて

いただき、記録を確認します。

- ・書類を電子データで保管している場合は、書類を閲覧できるノートパソコンを申請会社が持参してください。指定する場所で、ノートパソコンの画面で確認します。

Q 7. 5.1 審査, 5.2 審査方法

- ・二次審査における可否の結果は、いつ通知されるのでしょうか？

A 7.

- ・二次審査(聴聞審査及び実績書類審査)終了後、審査員から当日対面で、二次審査の確認事項の結果の説明があり、二次審査記録を電子データ(PDF形式)で渡されます。この時点では、二次審査における可否結果は通知されません。二次審査終了後に、認定に関する審査基準をみたしているかどうかの総合的な評価を実施し、委員会で審議されたのち、申請会社に認定可あるいは認定不可の通知がされます。

Q 8. 5.1 審査, 5.2 審査方法

- ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接、高分子天然ガス圧接、水素エチレン混合ガス圧接の圧接継手工法ごとの優良認定とのことですが、例えば、手動ガス圧接及び自動ガス圧接を使用する現場が優良圧接会社の指定であった場合、自動ガス圧接の優良認定を持っていないと優良圧接会社として施工ができないのでしょうか？ その場合、即時に認定を取得したい場合は、どのようにすれば良いですか？

A 8.

- ・自動ガス圧接を含めて優良圧接会社の指定がある場合には、自動ガス圧接の優良認定が必要となります。そのため、優良圧接会社として手動ガス圧接の認定のみの場合は、優良指定による自動ガス圧接の現場で、自動ガス圧接施工を行うことはできません。熱間押抜ガス圧接、高分子天然ガス圧接、水素エチレン混合ガス圧接についても同様です。
- ・認定審査は、年度で計画的に実施しているため、即時に認定を取得することはできません。また、認定の申請の要件として、前年度1年分のガス圧接施工実績が必要となります。計画的に、認定申請(新規・更新)時点で申請することをお勧めします。

Q 9. 5.3 審査内容

- ・自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接、高分子天然ガス圧接、水素エチレン混合ガス圧接の優良認定を追加で申請する場合に必要な審査書類は、施工要領書と作業手順書でよろしいでしょうか？

A 9.

- ・2011年度改正から認定範囲を明確にすることとなりました。優良圧接会社として認定さ

れていない圧接継手工法を追加で申請する場合には、申請する当該圧接継手工法の施工要領書及び作業手順書に加えて、前年度1年分の当該圧接継手工法のガス圧接施工実績表を提出する必要があります。加えて、圧接継手工法により、検査方法や合格判定基準が異なるものもありますので、自主検査に関する規定及び自主管理に関する規定など、関連する規定に、新規に申請する当該圧接継手工法の品質管理に関する事項を盛り込む必要があります。

Q 1 0. 5.3 審査内容（表 2_I. 品質管理体制）

・年度品質目標の自主検査における手直し率、自主管理及び受入検査における不具合率の設定は分かりづらいため、本数のみで設定することは可能ですか？

A 1 0.

・年度品質目標の設定は、定量的に示すことが重要であり、率(%)に加え、手直し本数や是正措置本数で設定することは可能です。品質目標の定量的な数値の設定にあたっては、前年度の品質目標に対する実績（実態）を分析し、前年度の実績から向上する取り組みや仕組みを検討した上で、更なる品質確保を目指した目標を設定することが大切です。

Q 1 1. 5.3 審査内容（表 2_I. 品質管理体制，様式 1，様式 2）

・手動ガス圧接の優良圧接会社の施工体制の要件として、手動ガス圧接 4 種の技量資格者 2 名に加えて、鉄筋継手部検査技量資格者 1 名の常勤が必要となっていますが、手動ガス圧接技量資格者以外の者で、鉄筋継手部検査に専任する鉄筋継手部検査技量資格者の常勤が要件となるのでしょうか？

A 1 1.

・鉄筋継手部検査に専任する鉄筋継手部検査技量資格者の常勤そのものは、要件ではありません。しかし、自主管理（パトロール）においては、当該圧接技量資格者が圧接した圧接部を自らで検査することは認められていません。そのため、自主管理検査者となる鉄筋継手部検査技量資格者が一人だけの常勤の場合では、自らの圧接部を検査する者が居ないため、結果として、鉄筋継手部検査に専任する鉄筋継手部検査技量資格者の常勤となります。一方で、鉄筋継手部検査技量資格を有するガス圧接技量資格者が 2 名以上常勤している場合には、自主管理検査者として相互に自主管理の実施が可能となるため、専任としての鉄筋継手部検査技量資格者の常勤は要件とはなりません。

（例）手動ガス圧接技量 4 種の技量資格者 2 名が、それぞれ鉄筋継手部検査技術者資格を保有している場合には、一方の手動ガス圧接技量資格者が圧接した圧接部をもう一

方の鉄筋継手部検査技術者が自主管理(パトロール)として検査することが可能となります。

Q 1 2. 5.3 審査内容 (表 2_II. 圧接施工要領書の整備)

・施工要領書を発注者からメールの添付による電子データで提出するよう求められることがあり、受領印・承諾印をもらえないことがあるが、どうしたらよいですか？

A 1 2.

・発注者に提出した施工要領書に、発注者の受領印・承諾印をもらえない場合には、施工要領書の電子データを受領した旨の返信メールを発注者から受け取り、当該メールと電子データで送付した施工要領書をPDF化して、データ保管して下さい。デジタル印章で施工要領書を返送してもらった場合には、当該施工要領書をデータ保管し、台帳からトレーサビリティを確立して下さい。

Q 1 3. 5.3 審査内容 (表 2_III. 圧接作業標準書の整備と遵守)

・チップソーは、外注施工者(個人)で購入しているため、使用枚数を把握することができません。また、外注施工会社(法人)に応援依頼した現場では、チップソーの使用枚数をどのように把握すればよろしいのでしょうか？

A 1 3.

・申請書の提出までに、貴社の外注施工者(個人)に鉄筋冷間直角切断機の使用実績とチップソーの購入実績を報告するように指導していただき、その報告において、外注施工者(個人)の使用枚数及びその間に外注施工者(個人)が施工した圧接箇所数を掌握しておく必要があります。また、外注施工会社(法人)についても同様の方法での掌握が必要となります。なお、二次審査では、貴社での購入伝票をご用意下さい。また、外注先の鉄筋冷間直角切断機の使用状況については、使用枚数がどのような方法で把握されているかを二次審査で確認します。

Q 1 4. 5.3 審査内容 (表 2_III. 圧接作業標準書の整備と遵守)

・チップソーは協会認定品を使用しないといけないのでしょうか？

A 1 4.

・協会の認定を受けている鉄筋冷間直角切断機は、その機器の性能と共にチップソーの性能も併せて認定されていることから、鉄筋冷間直角切断機及びチップソーは必ず協会認定品を使用して下さい。

Q 1 5. 5.3 審査内容 (表 2_VII. 教育訓練)

- ・再発防止の教育の実施時期は、いつ行うのが良いでしょうか？

A 1 5.

- ・再発防止の教育は、定期教育とは異なり、施工したガス圧接継手に重大な問題が発生したことが想定されるため、不具合等の発生後、速やかに行うことが望まれます。なお、再発防止の教育は、教育訓練に関する規定及び不具合の是正措置に関する規定等に定められるべき事項です。これらの規定がない圧接施工会社は優良圧接会社としての認定を受けることはできません。優良圧接会社は、その規定に基づき、再発防止の教育を全技量者に行っていただく必要があります。

Q 1 6. 5.3 審査内容 (表 2_VII. 教育訓練)

- ・全技量者への教育訓練の記録は、どのようなものを保管しておく必要がありますか？
また、欠席者にはどのような対処を行うべきでしょうか

A 1 6.

- ・教育実施計画に基づく教育訓練は、全技量者が教育を受けていることが必要です。その証として、出席者の自筆サインを記録として残してください。併せて、教育訓練に用いた資料及び教育訓練状況の写真など、具体的な実施内容がわかる記録を保管してください。
- ・欠席者への対処方法としては、優良圧接会社の組織体制によって異なると思いますが、欠席者だけを後日集めて教育を行う方法、仕事の割り振りにより日程を決定して欠席者を数人ずつ分けて同様の教育を行う方法等があります。いずれの方法でも必ず全員に当該教育を実施し、上記と同様に、具体的な実施内容がわかる記録を保管してください。

Q 1 7. 5.3 審査内容 (表 2_VIII. 外注施工管理)

- ・優良圧接会社に外注施工の応援を依頼した場合には、自社による外注施工会社への自主管理検査を免除することは可能でしょうか？

A 1 7.

- ・優良圧接会社に応援依頼した場合でも、発注者から受注したのは貴社であるため、貴社の品質管理に基づいて適切な施工が行われているかを確認することは、品質管理上の責務として当然のこととなります。したがって、以下の事項を実施し、品質を確認しておく必要があります。

- ①外注先の圧接技量資格者が、日々の圧接作業後に作成した自主検査の記録を、自社の品質管理責任者がすべて確認し、すべての記録を保管する。
- ②外注先が優良圧接会社でない場合は、自社の自主管理検査者が、外注依頼した現場を自社の自主管理規定に定めた頻度の3倍程度、現場に出向いてガス圧接部を検査し、検

査の記録をすべて保管する。外注先が優良圧接会社の場合には、外注施工会社が実施した自主管理パトロールの報告書および是正処置報告書等の記録を自社の品質管理責任者がすべて確認し、すべての記録を保管する。

○その他

Q 1 8.

- ・前期審査で不合格あるいは認定不可になった場合、再申請は最短でいつごろ行うことができるのでしょうか？

A 1 8.

- ・一次審査で不合格となった場合は、一次審査は申請書類の審査であるため、申請書類の見直しを実施した上で、直近の後期審査に申請が可能です。一方、二次審査後の通知で、認定不可となった場合は、二次審査は聴聞審査及び実績書類審査であり、品質管理体制の運用方法や記録の取扱い方の見直しを実施した上で、実績書類の整備・蓄積の必要があるため、1年後の申請が最短となります。

Q 1 9.

- ・審査日に検温で発熱が確認された場合に、二次審査は実施されるのでしょうか？

A 1 9.

- ・二次審査当日、審査を開始する前に二次審査の会場にて、検温を実施します。申請会社の出席者に発熱(37.5℃以上)があった場合には、審査は後日に変更いたします。関係者に感染症に罹患した事象が発生しましたら、事前にご連絡をお願いいたします。安心して審査を実施するために出席者の体調管理に努めていただき、二次審査に臨んでください。

以上